

効率的に申請・審査を進めるために ～本省申請案件の場合～

2022年7月

～本紙の位置づけ～

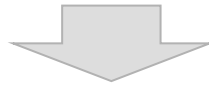
- ✓ 外為法輸出・役務許可は、近年の潮流から審査が複雑化。
- ✓ 申請方法は、コロナ禍の拍車もあり、電子申請の流れが加速。
- ✓ 申請者と審査官が対面で口頭で内容確認をすることが難しい状況。
- ✓ 申請の初歩的な質問や、申請された書面の内容精査をスムーズに進めるため本ガイドンスを作成。

～本紙の構成～

- ✓ 申請の有無の確認から申請するまでに必要とされるポイントをStep1～5で解説
 - Step1：安全保障貿易管理HPの申請手続きフローを確認
 - Step2：提出書類と申請窓口が決まる
 - Step3：申請前に必ず調査事項①～⑱の確認
 - Step4：提出書類のHP容に沿って書類の用意
 - Step5：申請を効率的に確認するために御協力をお願い
- ✓ 詳細はHPやHP上のPDFを参考のこと

Step 1：安全保障貿易管理HPの申請手続きフローを確認

- ①貨物(技術)がリスト規制に該当か非該当かの確認、
- ②非該当であればキャッチオール規制を確認、
- ③申請の種類は個別許可申請（リスト規制に基づくもの
キャッチオール規制に基づくもの）と包括許可申請
- ④以上を確認し「申請の可否」「申請の種類」を特定。



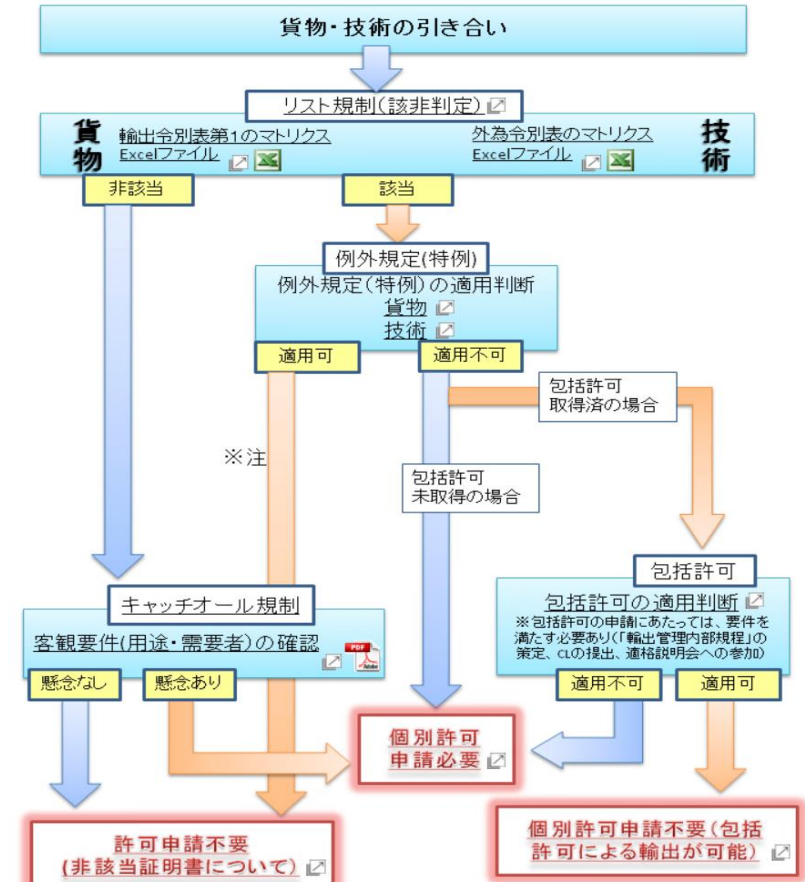
- ✓ 一般的な問合わせが最も多いのはこの段階
- ✓ まずはこのHPのページを確認してください。
- ✓ HPはこちら。
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/apply01.html>



ホーム>申請手続き

申請手続き

※フロー図中の下線付きの箇所は各ページにリンクしています。



※注: 少額特例を適用する場合には、客観要件の確認が必要。
(キャッチオール規制のページ参照)

Step 2：提出書類と申請窓口が決まる

該当する項番と仕向地（輸出する国・地域）によって、提出書類と申請窓口が決まります（①⇒②⇒③⇒④）

申請の種類が特定できたら、具体的な提出書類を確認しましょう

ホームページより

申請書類・窓口一覧（貨物）

該当の種類（項番）と仕向地によって、
-経済産業省（本省）安全保障貿易審査課
-各地の経済産業局又は 通商事務所
のように申請窓口が異なります。

輸出令別表第1の該当項番	仕向地	提出書類	申請窓口
3項(2) (3) 3項(2)又は(3) 全ての貨物 ①項番を特定する	い地域①	A	経済産業局
	は地域①	B1	経済産業局
	に地域①	D5	本省
3の2項	い地域①	A	経済産業局
	は地域①	B1	経済産業局
	②仕向地（輸出する 国・地域）を特定する	③提出書類 が決まる	④申請窓口 が決まる

- ✓ HPはこちら（例：個別許可申請（貨物、役務））
- 貨物 <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/apply01.html>
- 役務 <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/apply07.html>

申請する前には申請者に確認頂きたい内容
があります。⇒Step3へ

Step 3：申請前に必ず調査事項①～⑱の確認

許可申請前に輸出者（提供者）が実施する事項（調査事項①～⑱を求めている貨物・技術（役務））はチェックのこと。

チェックで「当該貨物や技術が大量破壊兵器の開発等を増長する懸念がない」と判断した場合に申請を！



①～⑱のチェックをしていない、簡易確認のみで申請すると、申請後に手戻りが発生しているケースが多い。

- ✓ 申請前の①～⑱の調査事項はそれぞれの提出書類のHPからひな形をダウンロードできます。
- ✓ 懸念情報の収集方法：商取引での情報
商流関係者のHPや外部情報
現地子会社等の情報
外国ユーザーリスト（※）
外部シンクタンク等
（※）経済産業省貿易管理部が提供

✓ 各提出書類のHPにあります

提出書類通達1：許可申請の前に輸出者及び提供者が実施する事項のうち、「ろ地域」、「こ地域①」、「こ地域②」、「へ地域」又は「ち地域」の貨物の輸出及び技術の提供で求めている①～⑱の調査事項リスト

調査事項リスト		はい	いいえ	備考
〔需要者等の存在〕				
①	技術の提供を目的とする取引の相手方(当該技術を利用する者でない場合)、当該技術を記載若しくは記録した特定記録媒体等の輸入者若しくは電気通信による当該技術の内容とする技術情報の受信者又は貨物の輸入者(以下「輸入者等」という。)及び貨物の需要者又は技術を利用する者(以下「最終需要者」という。)の存在及び身元は明らかか。			
②	輸入者等及び最終需要者は兵器等開発又は製造を行っておらず、かつ行ったことはないか。			
③	輸入者等及び最終需要者の関係者に軍、兵器製造業者等問題となる者の存在はないか。			
〔貨物等の用途・仕様〕				
④	輸入者等、最終需要者又はこれらの代理人から当該貨物又は技術(以下「貨物等」という。)の用途に関する明確な説明はあるか。			
⑤	最終需要者の事業内容、技術レベルからみて、当該貨物等を必要とする合理的理由はあるか。			
〔貨物等の設置場所等の態様・据付等の条件〕				
⑥	当該貨物等の設置場所又は使用場所は明確か。			
⑦	当該貨物等の設置場所又は使用場所は軍関係設備の近隣又は立ち入りが制限されている等の高度の機密が要求されている地域ではないか。			
⑧	当該貨物等の輸送、設置等について過剰な安全装置・処置は要求されていないか。			
〔貨物等の関連設備・装置等の条件・態様〕				
⑨	当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料についての説明はあるか。			
⑩	当該貨物等及び当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料の組合せは、当該貨物等の用途に照らして合理的、整合的か。			
⑪	異常に大量のスペアパーツ等の要求はないか。			
⑫	通常必要とされる関連装置の要求はあるか。			
〔表示、船積み、輸送ルート、梱包等における態様〕				
⑬	輸送時における表示、船積みについての特別な要請はないか。			
⑭	製品及び仕向地から見て、輸送ルートにおいて異常はないか。			
⑮	輸送時における梱包及び梱包における表示が輸送方法や仕向地などからみて異常はないか。			
〔貨物等の支払対価等・保証等の条件〕				
⑯	当該貨物等の支払対価・条件・方法などにおいて異常に好意的な提示がなされていないか。			
⑰	通常要求される程度の性能等の保証の要求はあるか。			
〔据付等の辞退や秘密保持等の態様〕				
⑱	据付、指導等の通常予想される専門家の派遣の要請はあるか。			
⑲	最終仕向地、製品等についての過度の秘密保持の要求はないか。			
会社名		チェック年月日		
担当者名				

ひな形

Step4：提出書類のHPに沿って書類の用意を！

提出書類が決まった後は、提出書類のHPの申請様式名の書類を用意してください



提出書類や記載要領等の確認が不十分だと、申請後に手戻りの発生しているケースが大変多いです。

- ✓ 紙申請の場合：申請書や理由書（もしくは明細書）が必須。
- ✓ NACCS申請の場合：申請書や理由書（もしくは明細書）は不要です。NACCS申請フォームの項目がこれにあたります

（例：2項の「ろ地域」書類）

ホーム>申請手続き>個別許可申請>申請書類・窓口一覧（貨物）>輸出令別表第1（提出書類：C）

このページを印刷する

輸出令別表第1（提出書類：C）

申請様式名	通数	様式	記載要領
1 輸出許可申請書	2通	  	運用通達別表第3
2 輸出許可・役務（プログラム）取引許可申請内容明細書	1通	  	記載要領（ア）
3 契約書等及びその写し	各1通	-	記載要領（イ）
4 輸出令別表第1の記載項目との対比表等	該当貨物毎に各1通	-	記載要領（ウ）
5 カタログ又は仕様書等の技術資料	1通	-	記載要領（エ）
6 需要者等の事業内容及び存在確認に資する資料	1式	-	記載要領（オ）
7 需要者等の誓約書及びその写し	各1通		需要者等の誓約書の記載要領

【申請前に次の内容を確認した上で申請してください】

- ガイダンス ● 共通書類一式(イメージ) ● 紙申請(必須書類) イメージ
- ①～⑭の確認事項
- (電子申請)NACCSの記載要領
- (紙申請)輸出許可申請書記載要領
- (紙申請)輸出許可・役務（プログラム）取引許可申請内容明細書記載要領
- 形式チェックリスト（2項(12)の貨物）（2項(12)以外の貨物）
- Q A

注2：輸出令別表第1の2の項（12）に該当する工作機械又は測定装置であって移設検知装置を搭載している場合には、[記載要領（コ）](#)の確認書を提出することができる。 ・ [移設検知装置に係る確認書 様式5](#) 

※必要に応じて以下の書類も添付してください

必要となる場合	必要書類	通数	ダウンロード	記載要領
a 法人の申請で、E/L上記載した申請者がかかる法人の代表権者でない場合（既に経済産業省に登録済みの場合は、そのコピーを添付） 注）宛先を付す場合は、「経済産業大臣」宛とする。	授權証明書	1通	 	記載要領（ツ）
b 法人の申請で、実際の提供者にあたる法人とは別の法人が輸出許可申請手続きにあたる場合	委任状		 	記載要領（テ）
c 原本を提出せずに写しを提出する場合	原本証明書		 	記載要領（ナ）
d 契約書上で対象貨物の金額が不明な場合	価格等内訳説明書		 	記載要領（ニ）
e 以上の書類の他、経済産業省から特に指示のあった説明資料、証拠書類等				

※ 契約書、利用者及び取引の相手方の誓約書の原本をお持ち頂いた場合は、コピーと照合後申請者に返却致します。

Step4：提出書類のHPに沿って書類の用意を！（つづき）

- ✓ それぞれの提出書類のHPの構成は次の通り。
- ✓ 同じ項番（例：2項）でも、追加資料が異なります。申請前には②と③をよく確認してください。
- ✓ 特に②は申請する際の注意点や効率的な審査のために必要な内容を記載しています。必ず申請前に確認してください。

①必須書類

②申請前に必ず確認してください

③貨物特有の書類

④必要に応じた書類

(例：2項の「ろ地域」書類)

輸出令別表第1（提出書類：C）

このページを印刷する

輸出令別表第1（提出書類：C）

申請様式名	通数	様式	記載要領
1 輸出許可申請書	2 通	  	運用通達別表第3
2 輸出許可・役務（プログラム）取引許可申請内容明細書	1 通	  	記載要領（ア）
3 契約書等及びその写し	各 1 通	-	記載要領（イ）
4 輸出令別表第1の記載項目との対比表等	該当貨物毎に各 1 通	-	記載要領（ウ）
5 カタログ又は仕様書等の技術資料	1 通	-	記載要領（エ）
6 需要者等の事業内容及び存在確認に資する資料	1 式	-	記載要領（オ）
7 需要者等の誓約書及びその写し	各 1 通	-	需要者等の誓約書の記載要領

【申請前に次の内容を確認した上で申請してください】

- ガイダンス ● 共通書類一式(イメージ) ● 紙申請(必須書類) イメージ
- ①～⑯の確認事項
- (電子申請)NACCSの記載要領
- (紙申請)輸出許可申請書記載要領
- (紙申請)輸出許可・役務（プログラム）取引許可申請内容明細書記載要領
- 形式チェックリスト（2項(12)の貨物）（2項(12)以外の貨物）
- Q A

注1：輸出令別表第1の2の項（12）に該当する工作機械又は測定装置の申請に当たっては、[記載要領（ケ）](#)の説明資料を添付すること。

注2：輸出令別表第1の2の項（12）に該当する工作機械又は測定装置であって移設検知装置を搭載している場合には、[記載要領（コ）](#)の確認書を提出することができます。 ・ [移設検知装置に係る確認書 様式5](#) 

※必要に応じて以下の書類も添付してください

必要となる場合	必要書類	通数	ダウンロード	記載要領
a 法人の申請で、E/L上記載した申請者がかかる法人の代表権者でない場合（既に経済産業省に登録済みの場合は、そのコピーを添付） 注）宛先を付す場合は、「経済産業大臣」宛とする。	授權証明書	1 通	 	記載要領（ソ）
b 法人の申請で、実際の提供者にあたる法人とは別の法人が輸出許可申請手続きにあたる場合	委任状		 	記載要領（テ）
c 原本を提出せずに写しを提出する場合	原本証明書		 	記載要領（ナ）
d 契約書上で対象貨物の金額が不明な場合	価格等内訳説明書		 	記載要領（ニ）
e 以上の書類の他、経済産業省から特に指示のあった説明資料、証拠書類等				

※ 契約書、利用者及び取引の相手方の誓約書の原本をお持ち頂いた場合は、コピーと照合後申請者に返却致します。

Step5：申請を効率的に確認するために御協力をお願い

提出書類がそろっているか、書類の記載に不備や不足がないかを審査当局がスムーズに確認できることが、申請の受理から許可を得るまでの時間を短縮する「鍵」です。



申請書や明細書（NACCSの場合はJETファイル）の必要事項が埋まっていない
提出書類が何を示す書類かわからない
提出された書類で必要な情報がそろわない
添付される書類の順番がバラバラでわかりづらい

これらは手戻りがとても多く発生しています。

次のことに御協力ください。

- ✓ 申請書や明細書(NACCSの場合はJETファイル)の項目は埋める。
- ✓ 申請書・明細書以外の書類は、書類の右上に書類名や出典や資料番号などを付す。
- ✓ 形式チェックリスト等を確認し、必要な箇所にアンダーラインやマーカーを引く。
- ✓ 書類は提出書類の順番に並べる。

次頁以降に具体的なイメージを添付しています。

Step5：申請を効率的に確認するために御協力をお願い（つづき）

申請書・明細書以外の書類は、書類の右上に書類名や資料番号を付してください。

書類には「形式チェックリスト」や「効率的な申請のために」を確認し、必要な箇所にマーカーを引いてください。



KEISAN TRADE Co., LTD
Address: 1-3-1, Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8901
TEL.81-3-3501-2801 / FAX.81-3-3501-6004

申請者-買主
契約書

SALES CONFIRMATION
Contract No. AAA-123456
Date 1/4/2021

To: Japan trade (Bangkok) Co., Ltd
Address: 123, ***, *****, Bangkok, Thailand.

Referring to P.O. No 123456
Payment: T/T REMITTANCE WITHIN 60 DAYS AFTER B/L DATE
Shipment: By the end of March, 2021
Price Basis: FOB-JAPAN
Destination: THAILAND
End User: ABC Manufacturing

Item	Grade	Quantity	Unit Price (@)	Amount
1. Artificial Graphite blocks	XXX1	10Pcs	3,000USD	30,000USD

Total: 30,000USD

Nihon Hanako
Title: Director
Name: NIHON HANAKO
Buyer: Japan trade (Bangkok) Co., Ltd
Date: 13/4/2021

経産太郎
Title: President
Name: KEISAN TARO
Seller: KEISAN TRADE Co., LTD

Translation
Ministry of XXXXXXXX
CERTIFICATE OF BUSINESS REGISTRATION

需要者の登記証

Registered No: 123456789
Company Name: ABC MANUFACTURING CO., LTD
Type: Limited Company
Legal Representative: TOKYO JIRO
Capital: JPY 100,000,000
Establishment Date: 2000-01-01
Operation From: 2020-1-1
Approval Date: 2020-2-1
Status: Operating
Address: 1-2-3, ***, *****, Bangkok, Thailand

Business Description:
Mechanical and electrical equipment installation; Construction Engineering(operating with valid qualification certificate); metal structure Parts, station appliances, auto parts(excluding engine) processing, sales; hardware & electric material, hardware tools, building materials, general equipment and spare parts, instruments and meters, weighing and measuring equipment; wire and cable (license required Production and storage; general freight; import and export of goods (excluding goods prohibited or restricted by the state, excluding distribution))Casting and sales of nonferrous metals and ferrous metals. (projects that need to be approved according to law can only be opened after being approved by relevant departments Exhibition business activities)

Capital Information
No. Name Type
1 KEISAN TARO Individual
2 KEISAN JIRO Individual

和訳または英訳のほか、原本にも同様の該当箇所にマーカーを引くようお願いします。

https://en.abcmufacturing.com/about-us.html
me

需要者のHP

The most Professional graphite material manufacturer-

ABC MANUFACTURING

Founded in 2000, ABC MANUFACTURING co., ltd is a leading manufacturer of graphite materials in the world. We provide high-quality carbon products to meet the customer specifications
Our products are widely used in many different fields, such as machinery, chemistry, aerospace, and military

Headquarters
1-2-3, ***, *****, Bangkok, Thailand

Plant
2-4-6, ***, *****, Bangkok, Thailand

https://en.abcmufacturing.com/about-us.html

XXX POWER
Gas and Power
5-5-8, ***, *****, Bangkok, Thailand
123-456-7890
xxxpower@xxx.com

貨物使用場所
のエビデンス
(電気代)

Electricity Bill: December 2021
Bill no.: XXXX
Place of issue of bill: ABC city
Date of issue of bill: 17/1/2021
Date of transaction 01/01/2021
Due date 25/01/2021
Client: ABC MANUFACTURING
Address: 2-4-6, ***, *****, Bangkok, Thailand

1. Summary of calculations at measuring point
No. Measuring point Measuring point name For supplied active electricity For access to electricity distribution system Total compensation
1 2-4-6, ***, *****, Bangkok, Thailand ABC MANUFACTURING ***** *****
Total: **** *****

2. *****

- ✓ 書類の右上に書類名や出典を付す
- ✓ 必要な箇所にアンダーラインやマーカーを引く

Step5：申請を効率的に確認するために御協力をお願い（つづき）

紙申請の場合

※2022年7月1日より電子申請のみの受付となります

【必須書類】と【共通書類】をセットして郵送してください

必須書類

郵送による許可
申請書類等の
送り状

輸出許可
申請書

輸出許可・役務
（プログラム）取
引許可申請内容明
細書

許可証返信用封筒
-簡易書留に必要な
額の郵便切手を貼
付)

受領書返信用封筒
-定形郵便物封筒
（長形3号）
-郵送に必要な額の
郵便切手を貼付

電子申請の場合

NACCS申請フォームの記入と【共通書類】を登録して申請してください

NACCS申請
フォーム(JETファ
イルの項目)

- 電子申請の場合は、次の書面の添付は不要
 - ・輸出許可申請書
 - ・輸出許可・役務(プログラム) 取引許可申請内容明細書
- NACCS申請の項目を申請書や明細書と同じように記載してください。

共通書類

原本証明・委任状
授權証明書

契約書等

(必要であれば)
価格等内訳説明書

輸出令別表第1の
記載項目との対比表

カタログ・仕様
書等の技術資料
(関係部分のみ
抜粋)

買主～需要者
間の事業内容
及び存在確認
に資する資料

需要者等の誓約書

貨物毎の追加資料

アンダーライン等や、資料に説明が付
された書類を順番に並べて申請いた
だと効率的に審査がしやすいです。
御協力をお願いします。

共通書類の
イメージも公開中